

新型コロナウイルス感染症の対策のため、施設（店舗）等の改善や新たな流通形態の構築を考えている事業者の皆さまに補助金を **最大 20 万円** 交付します。

## 越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金のお知らせ

越知町では、社会生活を支える事業であって、事業の継続には3密（密閉・密集・密接）を避けることが困難である次の事業者のうち、感染症の拡大防止のため、**施設（店舗）内における環境の改善に係る備品・設備・機器の購入費用**や、**新たな流通形態の構築や顧客の掘り起こし等に必要な経費**に対して、最大 20 万円補助します。

### 【 対象事業者 】

飲食店営業、喫茶店営業、旅館業、生活衛生業（理美容）、施術所（あん摩等）、旅客自動車運送業、介護サービス事業、障害福祉サービス事業、医療事業など（これ以外の業種で該当すると思われる場合はお問合せください。）

### 【 補助対象 】

- ① **施設（店舗）内における環境の改善に係る備品購入費・設備投資・機器の購入費用等**  
例：飛沫感染防止パーテーション・ビニールカーテン、衝立、非接触体温計など
  - ② **新たな流通形態の構築に必要な経費、顧客の掘り起こしに必要な経費等**  
例：デリバリー運搬器具、テイクアウト PR 費用など
- 注意：①、②を両方申請しても最大で 20 万円です。

### 【 提出書類 】

1. 申請書
2. 備品・設備・機器・経費の見積書、領収書等
3. 越知町内で事業を実施していることがわかるもの  
（確定申告書の控え、住所が記載されている業務の許可証等）
4. 通帳の写し  
（金融機関名、口座番号、名義（カナ）がわかるもの）
5. 身分証明書の写し  
（運転免許証等）

### 【 申請方法 】

1. 提出書類は、越知町役場（産業課）まで持参してください。
2. 提出書類を郵送する場合は、下記、担当課までお願いします。

### 【 申請受付期間 】

7月1日～10月31日（10月31日消印有効）

申請書提出先・問い合わせ窓口  
〒781-1301 越知町越知甲 1970 番地  
越知町産業課 ☎0889-26-1105